

低入札調査価格審査基準について

基本方針

入札価格の内訳書の調査を行う場合には、内訳書の以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また調査に協力しない者についても、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

調査項目

1 直接工事費

調査条件 直接工事費は、発注設計図書における直接工事費（設計金額）の **97%**以上となっていること。

調査条件 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。（ただし、建築工事の数量は、特別の理由がある場合を除き、発注設計図書に添付の参考内訳に計上の数量と同じであること。）

調査条件 単価は、算出根拠が適正であること。
（見積の場合には見積の相手方に確認する。）

調査条件 残土処理及び産業廃棄物等の処理は、発注設計図書に規定する所定の場所への処分費を計上していること。

調査条件 労務費は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

2 共通仮設費

調査条件 共通仮設費については、発注設計図書における共通仮設費（設計金額）の **90%**以上となっていること。

調査条件 積み上げ計上分については、調査条件 ~ に同じ。

3 現場管理費

調査条件 現場管理費は、発注設計図書における現場管理費（設計金額）の **90%**以上となっていること。

4 一般管理費

調査条件 一般管理費は、発注設計図書における一般管理費（設計金額）の **55%**以上となっていること。

【内訳書作成上の注意事項】

入札書と内訳書の金額が一致しない場合は、失格となります。

その他

特別なものについては、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額に設定されます。